

## 千葉市子ども・子育て支援事業計画（素案）

<（仮称）千葉市こどもプラン 基本施策1：「子ども・子育て支援」>

### 目次

1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨.....	1
2 新制度の施策体系.....	2
(1)「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」.....	2
(2)教育・保育の利用に係る「支給認定」.....	3
3 子ども・子育て支援を巡る現状.....	4
(1)少子化の進行 .....	4
(2)子育て家庭の状況.....	5
(3)保護者の就労状況と育児休業の取得状況.....	6
(4)保育所・幼稚園の状況.....	8
(5)放課後児童クラブの状況.....	11
4 子ども・子育て支援を巡る課題.....	12
(1)質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供.....	12
(2)保育の「量」の拡充.....	12
(3)地域における子ども・子育て支援の充実.....	12
(4)教育・保育等の「質」の確保・向上.....	13
(5)障害児への教育・保育等の提供.....	13
(6)出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進.....	13
5 目指すべき姿 .....	15
6 主な取組内容 .....	16
(1)教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）.....	16
(2)地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）.....	20
(3)認定こども園の普及促進.....	29
(4)幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）.....	29
(5)教育・保育等の「質」の確保・向上.....	30
(6)障害児に対する教育・保育等の提供.....	33
(7)出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進.....	35
■教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」（提供区域ごと） .....	37
■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」（提供区域ごと） .....	44

## 1 「子ども・子育て支援事業計画」の趣旨

- 「総論」において述べた子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化を背景として、平成27年4月、全国で一斉に、「子ども・子育て支援新制度<sup>1</sup>」（以下「新制度」といいます。）がスタートします。
- この新制度は、消費税率の引上げ<sup>2</sup>等によって必要な安定財源を確保し、社会保障の一環として、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取組みを実施するものです。
- 市町村は、新制度の実施主体として、平成27年度から31年度までの5か年を一期とする「子ども・子育て支援事業計画」を定め、子ども・子育て支援施策を計画的に提供する役割を担います。
- この章を本市の「子ども・子育て支援事業計画」と位置づけ、子ども・子育て支援法及び基本指針<sup>3</sup>に即し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策の提供体制の確保を図るために必要な事項を定めます。

---

<sup>1</sup> 次の「子ども・子育て関連3法」が新制度の根拠法であり、平成24年8月に可決・成立した。

①子ども・子育て支援法、②就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（改正認定こども園法）、③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（関係整備法）

<sup>2</sup> 消費税率は、平成27年10月に10%へ引き上げ予定であったが、26年11月、政府は、29年4月まで8%に据え置く方針を決定した。新制度については、必要な財源を確保し、27年4月から実施することとされている。

<sup>3</sup> 「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の略称で、事業計画の記載事項等を定めた国の告示。

## 2 新制度の施策体系

### (1) 「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」

- 新制度に基づく子ども・子育て支援施策は、「教育・保育」と「地域子ども・子育て支援事業」で構成されます。
- この教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業については、後述のとおり、計画期間中の各年度における需要と供給に関する目標値を定め、その達成に向けて、計画的に提供体制を確保していきます。

#### 【教育・保育】

小学校就学前の子どもが日常的に通う施設であり、「教育・保育施設」と「地域型保育事業」に区分されます。

区分	施設・事業	概要	対象年齢
教育・保育施設	認定こども園 <sup>1</sup>	幼稚園と保育所の機能や特徴を合わせ持ち、幼児期の学校教育と保育を一体的に提供する施設	0~5歳 (3~5歳)
	幼稚園※	小学校以降の教育の基礎をつくるための教育を行なう学校	3~5歳
	保育所	就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設	0~5歳
地域型保育事業	小規模保育事業	少人数の単位で、就労などのために家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う事業	0~2歳
	家庭的保育事業	企業等の保育施設等において、従業員の子どもに加え、地域の子どもを受け入れて保育を行う事業	
	事業所内保育事業	障害・疾病等により集団保育が著しく困難な子ども等に対し、その居宅において保育を行う事業	
	居宅訪問型保育事業		

#### ※ 新制度における私立幼稚園の位置づけについて

- ・ 私立幼稚園は、新制度における「教育・保育施設」に移行するか否かを、自ら選択することができます。28年度以降に新制度に移行することも、新制度に移行せず、従来どおりの運営を継続することも可能です。
- ・ 本計画では、私立幼稚園の新制度移行、とりわけ認定こども園への移行を促進しつつ、新制度に移行しない私立幼稚園も、本市における幼児期の学校教育の担い手と位置づけます。

<sup>1</sup> 認定こども園には、「幼保連携型」、「幼稚園型」、「保育所型」、「地方裁量型」の4つの類型がある。新制度においては、「幼保連携型」が改善され、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設と位置付けられるとともに、政令指定都市に認可・指導監督権限が一本化された。

### 【地域子ども・子育て支援事業】

子育て家庭の多様なニーズに対応し、地域の子ども・子育て支援の充実を図るための事業であり、次の13事業が位置付けられています。

①放課後児童クラブ	⑧子育て短期支援事業
②時間外保育事業（延長保育事業）	⑨妊婦健康診査
③一時預かり事業	⑩乳児家庭全戸訪問事業
④ファミリー・サポート・センター事業	⑪養育支援訪問事業 (要保護児童等の支援に資する事業)
⑤病児保育事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥地域子育て支援拠点事業	⑬多様な主体の参入を促進する事業
⑦利用者支援事業	

### （2）教育・保育の利用に係る「支給認定」

○ 新制度においては、市が、就学前の子ども一人一人の「保育の必要性」と「保育の利用時間」の認定（＝「支給認定」）を行い、認定内容に応じて、教育・保育施設及び地域型保育事業を利用することとなります。

#### 【支給認定の区分】

- 子どもの年齢と保育の必要性の有無に応じ、「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」の3種類に区分されます。
- さらに、2号認定及び3号認定については、保護者の就労時間等により、施設・事業を利用する時間が2種類に区分されます。
- 「保育の必要性」が認められる事由としては、主に、保護者の就労（父母ともに月64時間以上）、妊娠・出産、疾病・障害、求職活動等が挙げられます。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
子どもの年齢	3～5歳	3～5歳	0～2歳
保育の必要性	なし	あり	あり
利用できる 主な施設・事業	・幼稚園※ ・認定こども園	・認定こども園 ・保育所	・認定こども園 ・保育所 ・地域型保育事業
利用できる時間	教育標準時間 (4時間程度の教育時間)	<月120時間以上勤務している場合> 保育標準時間（1日11時間まで）  <月64時間以上勤務している場合> 保育短時間（1日8時間まで）	

※新制度に移行しない幼稚園を利用する場合、支給認定を受ける必要はありません。

### 3 子ども・子育て支援を巡る現状

#### (1) 少子化の進行

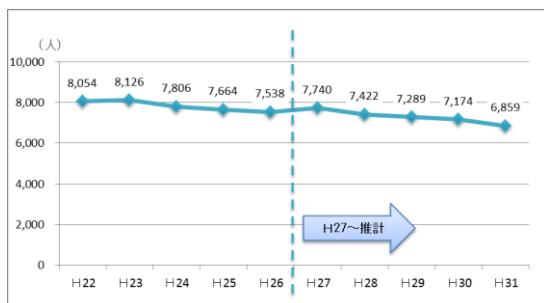
##### ア 小学校就学前児童（0～5歳児）

- 本市の推計によると、小学校就学前児童数は既に減少局面に入っており、平成22年度から26年度にかけて、0歳児は516人、1・2歳児は1,458人、3～5歳児は1,120人減少しており、特に0～2歳児の減少が顕著です。
- この減少傾向は27年度以降も続くと見込まれ、本市の推計によれば、27年度から31年度にかけて、0歳児は881人、1・2歳児は1,753人の減少が見込まれます。なお、3～5歳児については、ほぼ横ばいと見込まれます。

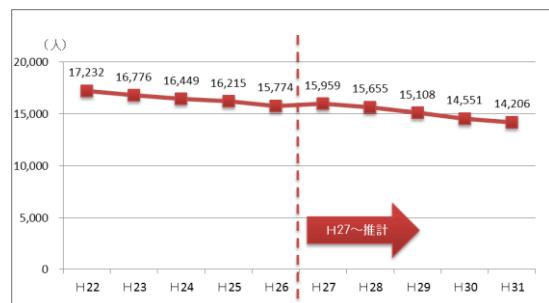
##### イ 小学生（6～11歳）

- 6～11歳の児童数も、既に減少局面に入っており、平成22年度から26年度にかけて2,417人減少しており、今後も、27年度から31年度にかけて1,627人の減少が見込まれます。

【図表1】児童数の推移（0歳）（千葉市）



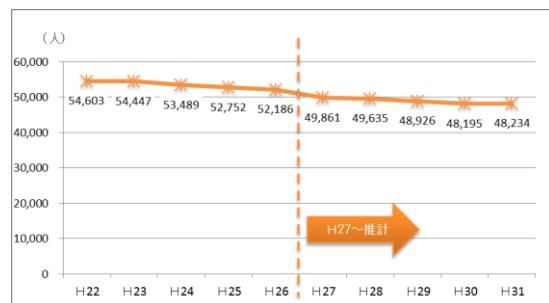
【図表2】児童数の推移（1・2歳）（千葉市）



【図表3】児童数の推移（3～5歳）（千葉市）



【図表4】児童数の推移（6～11歳）（千葉市）



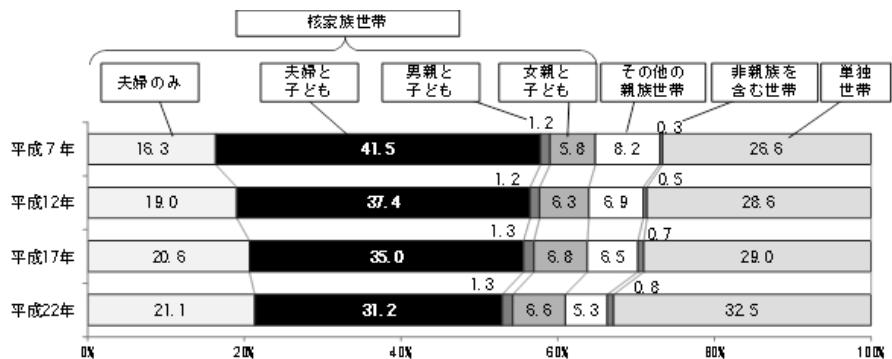
（出典）H22～26：住民基本台帳人口／H27～31：市推計人口（政策企画課）

## (2) 子育て家庭の状況

### ア 家族類型の変化

- 総務省の国勢調査で本市の家族類型を見ると、平成7年から22年にかけて、単独世帯が5.9%、夫婦のみの世帯が4.8%増加しています。
- 子どもがいる世帯の中では、核家族世帯の占める割合が増加し、親と子ども以外の親族が同居する世帯は2.9%減少しています。

【図表5】家族類型の推移（千葉市）

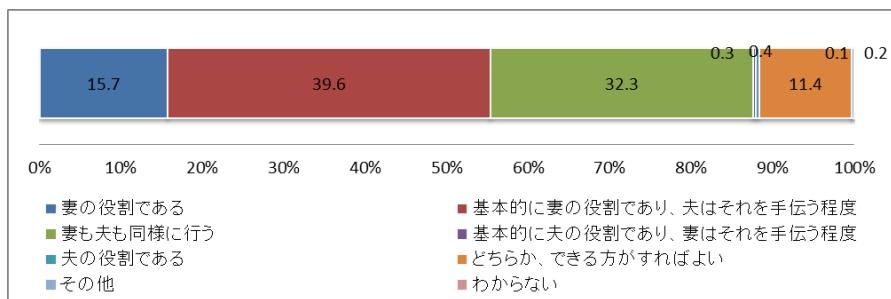


（出典）総務省国勢調査（千葉市）

### イ 家庭における育児や家事の役割分担に関する意識

- 内閣府の調査によると、家庭における育児や家事に関する夫と妻の役割分担については、「基本的には妻の役割で、夫はそれを手伝う程度」が39.6%、「妻の役割」が15.7%となっており、「妻が主体」と考える家庭が55.3%を占めています。一方、「妻も夫も同様に行う」が32.2%、「どちらか、できる方がすればよい」が11.4%となっており、「妻も夫も同等」と考える家庭は43.7%となっています。

【図表6】育児や家事の役割に関する意識（全国）

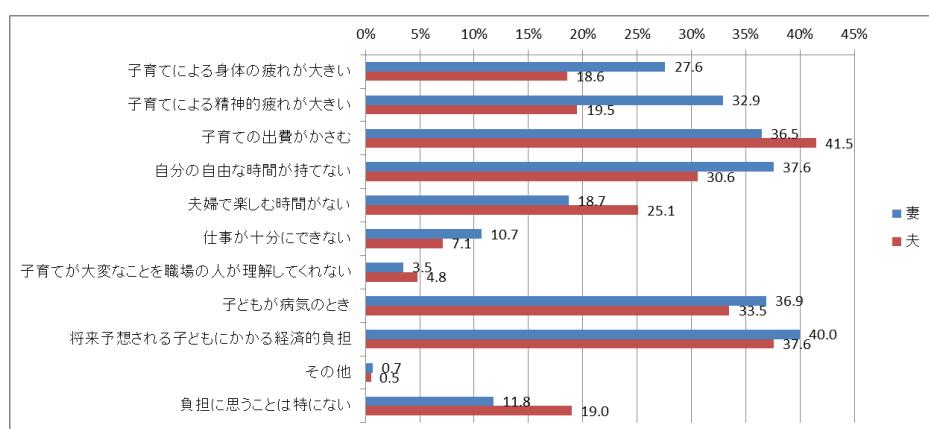


（出典）H25 家族と地域における子育てに関する意識調査（内閣府）

## ウ 母親の子育てに関する負担感・不安

- 内閣府の調査によると、母親の子育てに関する負担感・不安は、「将来予想される経済的負担」(40.0%)、「子育ての出費がかさむ」(36.5%)と、経済的原因の割合が高くなっているほか、「自分の自由な時間が持てない」(37.6%)、「子どもが病気のとき」(36.9%)、「子育てにかかる精神的疲れが大きい」(32.9%)など、さまざまな原因によって生じています。

【図表 7】母親が子育てをしていて負担・不安に思うこと（全国）



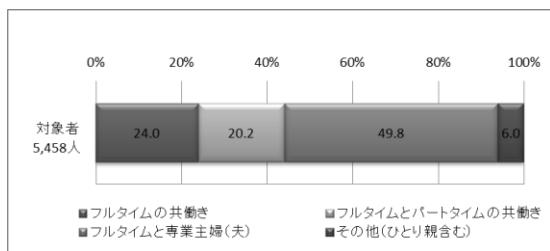
(出典) H23 都市と地方における子育て環境に関する調査（内閣府）

## （3）保護者の就労状況と育児休業の取得状況

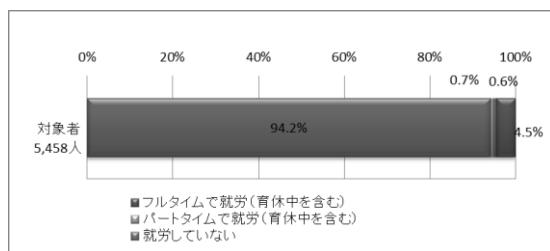
### ア 保護者の就労状況

- 「千葉市H25 ニーズ調査（小学校就学前児童向け）」によると、保護者の44.2%が共働きであり、24.0%はフルタイムの共働きとなっています。一方、約半数の49.8%が専業主婦（夫）家庭となっています。
- 父親の94.0%がフルタイムで就労しており、母親の26.4%がフルタイム、21.4%がパートタイムで就労（いずれも育児休業中を含む）しています。
- パートタイムで働く母親のうち、56.8%がパートタイムの継続を、30.6%がフルタイムへの転換を希望しています。
- 就労していない母親のうち、79.3%が将来の就労を希望しており、21.4%が1年以内、57.9%が1年より先の就労を希望しています。
- 父親が仕事から帰宅する時間は、20時～21時台が30.3%、22時以降が23.3%となっています。

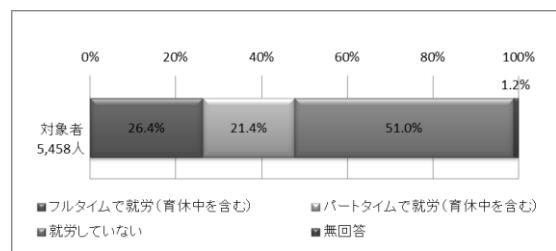
【図表8】保護者の就労状況（千葉市）



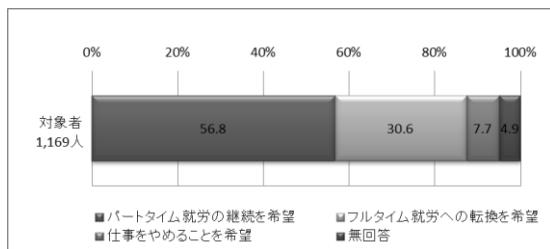
【図表9】父親の就労状況（千葉市）



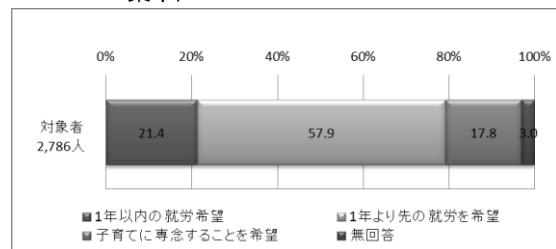
【図表10】母親の就労状況（千葉市）



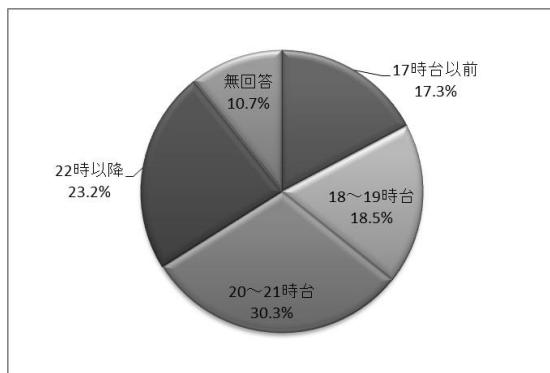
【図表11】母親の就労希望（パートタイムから）  
(千葉市)



【図表12】母親の就労希望（就労なしから）(千葉市)



【図表13】父親の帰宅時間（千葉市）

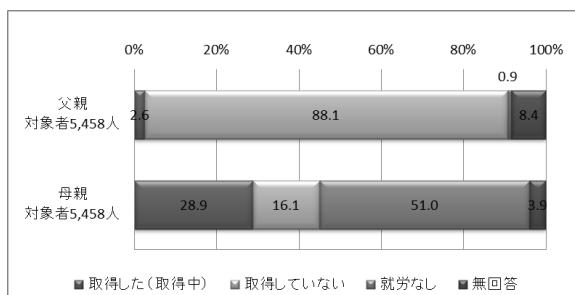


#### イ 育児休業の取得状況

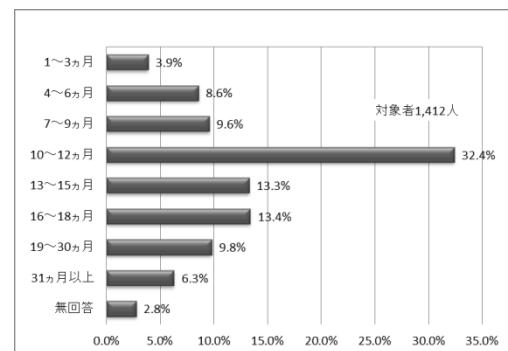
- 育児休業を取得した母親は 28.9%（就労している母親のうち約 65%）となっており、取得期間は、10~12か月が 32.4% と最も多く、約半数が 1 年以下、約半数が 1 年以上となっています。
- 育児休業を取得した父親は、わずか 2.6% に止まっています。
- 育児休業を取得した母親のうち 54.7% が、年度初めの保育所入所時期に合わ

せて職場復帰しており、79.1%が、子どもが1歳になった時に必ず預けられる保育所があったら、1歳になるまで取得したと回答しています。

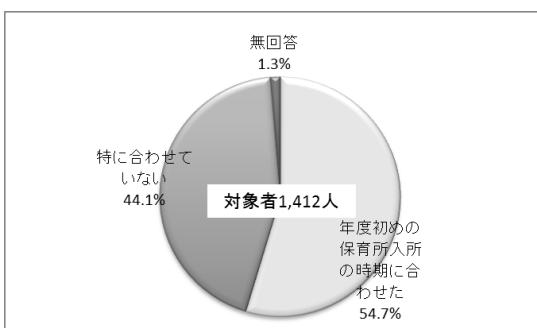
【図表 14】両親の育児休業取得状況（千葉市）



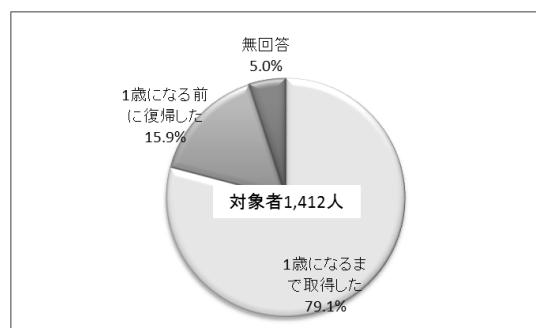
【図表 15】母親の育児休業取得期間（千葉市）



【図表 16】母親の育児休業からの職場復帰時期（千葉市）



【図表 17】1歳になった時に必ず預けられる保育所があった場合の育児休業取得期間（千葉市）



(出典) 千葉市H25ニーズ調査

#### (4) 保育所・幼稚園の状況

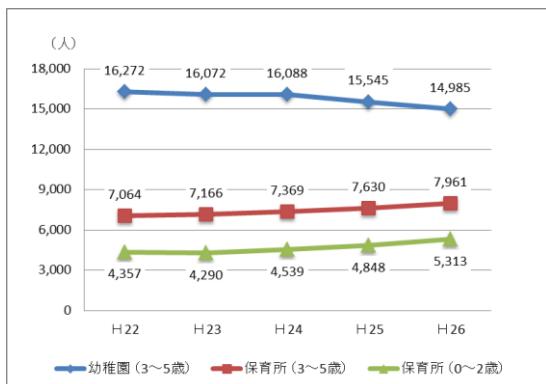
##### ア 保育所・幼稚園の利用者数及び施設数

- 本市における保育所の利用者数は増加傾向にあり、平成22年度から26年度にかけて、0~2歳児は956人増、3~5歳児は897人増、合わせて1,853人増となっています。
- 一方、幼稚園の利用者数は減少傾向にあり、22年度から26年度にかけて、1,287人減っています。特に、24年度以降の減少が顕著であり、2年間で1,103人減少しています。
- 保育所の施設数は平成22年度から26年度にかけて26か所増加し、131か所となっています。
- 一方、幼稚園の施設数は、平成23年度以降は増減がなく、93園で横ばいと

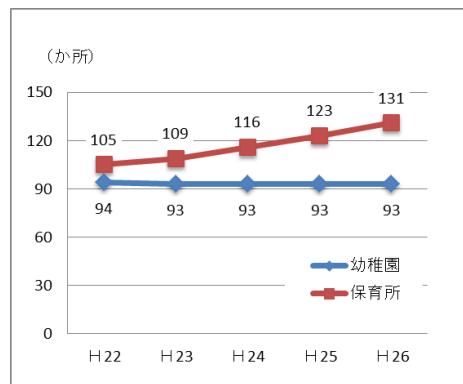
なっています。

- なお、平成 27 年 4 月時点における本市の認定こども園の施設数（予定）は 7 園の予定です。

【図表 18】保育所・幼稚園利用者数の推移（千葉市）



【図表 19】保育所・幼稚園数の推移（千葉市）

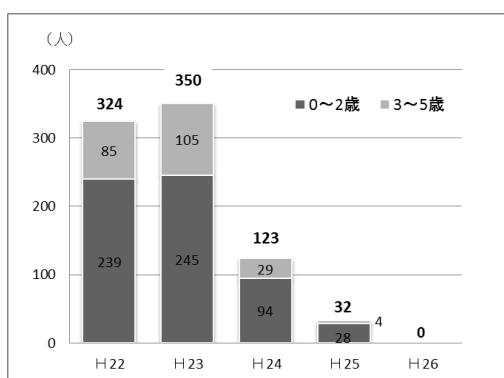


（出典）千葉市（こども企画課・保育運営課）

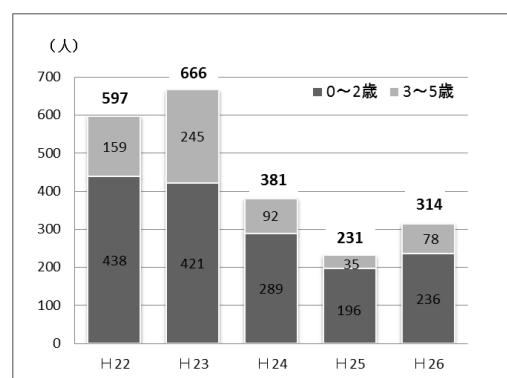
#### ウ 保育所待機児童数及び入所待ち児童数

- 保育所待機児童数<sup>1</sup>は平成 23 年度以降大きく減少し、平成 26 年 4 月 1 日時点の待機児童数は「ゼロ」となりました。
- 一方、保育所入所待ち児童数<sup>2</sup>は、平成 23 年度以降大きく減少したものの、平成 26 年 4 月 1 日時点で 314 人となっており、このうち約 75% を 0~2 歳児が占めています。

【図表 20】保育所待機児童数の推移（千葉市）



【図表 21】保育所入所待ち児童数の推移（千葉市）



（出典）千葉市（保育運営課）

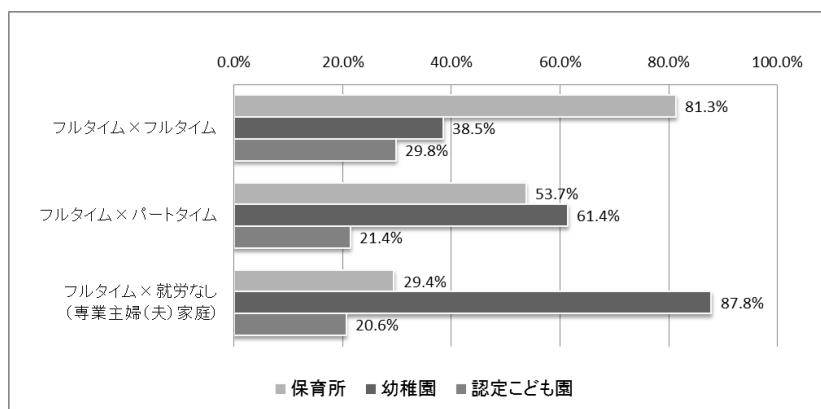
<sup>1</sup> 「保育所待機児童数」とは、保育所入所待ち児童数から、本市独自の認定を受けた認可外保育施設（保育ルーム等）や特定保育等を利用している児童数、他に入所可能な保育所があるにもかかわらず特定の保育所への入所を希望し、保護者の私的な理由により入所していない児童数等を除いた数であり、国の基準に則って算出している。

<sup>2</sup> 「保育所入所待ち児童数」とは、保育所を第一希望としており、当該保育所の入所待ちとなっている児童数をいう。

## エ 保護者の就労状況と保育所・幼稚園の利用希望

- フルタイムの共働き家庭では、81.3%が保育所の利用を希望する一方、幼稚園（38.5%）と認定こども園（29.8%）についても、一定の利用希望が見られ、特に、他の2つの就労形態の家庭と比較して、認定こども園の利用希望が高くなっています。
- フルタイムとパートタイムの共働き家庭では、幼稚園（61.4%）と保育所（53.7%）の利用希望が概ね同等であり、認定こども園（21.4%）についても一定の利用希望が見られます。
- 専業主婦（夫）家庭では、87.8%が幼稚園の利用を希望する一方、保育所（29.4%）と認定こども園（20.6%）についても、一定の利用希望が見られます。

【図表 22】保護者の就労状況ごとの保育所・幼稚園等利用希望（千葉市）

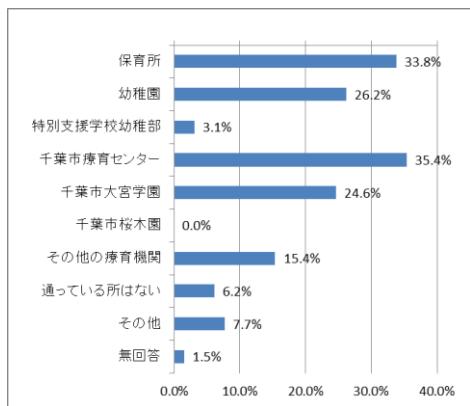


（出典）千葉市H25ニーズ調査

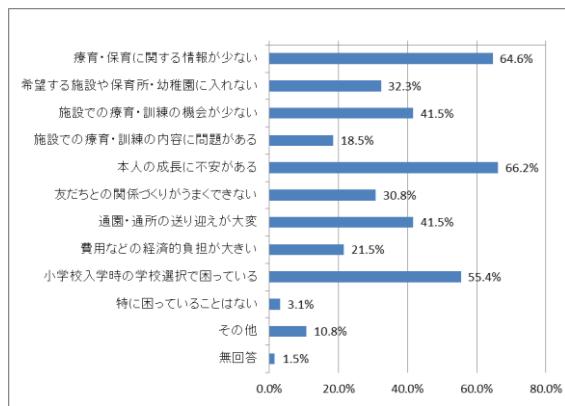
## オ 障害児による保育所・幼稚園の利用状況

- 「障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査」によれば、調査対象の身体障害・知的障害のある小学校就学前児童のうち、33.8%が保育所を、26.2%が幼稚園を利用しています。
- 調査対象の身体障害・知的障害のある小学校就学前児童の保護者等のうち32.3%が、「希望する施設や保育所・幼稚園に入れないと回答しています。

【図表 23】障害児の利用施設等（千葉市）



【図表 24】療育・保育について困っている（困ったことがある）こと（千葉市）

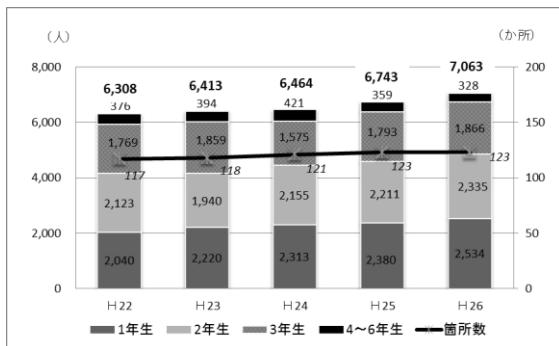


(出典) 千葉市障害者計画・障害福祉計画策定に係る実態調査（障害企画課）

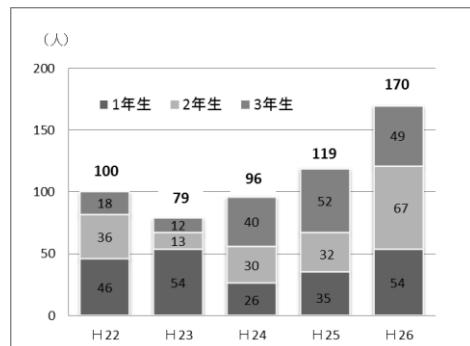
## （5）放課後児童クラブ<sup>1</sup>の状況

- 本市における放課後児童クラブの利用者数は増加傾向にあり、平成 22 年度から 26 年度にかけて、755 人増となっています。
- 現行制度では、本市の放課後児童クラブの利用対象<sup>2</sup>は小学校低学年としており、高学年については、原則として障害者のみを受け入れています。
- 低学年の放課後児童クラブ待機児童数<sup>3</sup>は増加傾向にあり、平成 26 年 4 月 1 日 時点で 170 人となっています。

【図表 24】放課後児童クラブ利用者数の推移（千葉市）



【図表 24】放課後児童クラブ待機児童数の推移（千葉市）



(出典) 千葉市（健全育成課）

<sup>1</sup> 本市の放課後児童クラブは、平成 27 年 4 月時点で、市が実施する「子どもルーム」123 か所のほかに、民設民営のクラブが 2 か所ある。本計画では、特段のことわりがない限り、「子どもルーム」について記述している。

<sup>2</sup> 現行制度では、放課後児童クラブの利用対象は、児童福祉法で「概ね 10 歳まで」とされているが、新制度において、同法の改正により、利用対象が小学校 6 年生まで拡大される。

<sup>3</sup> 「放課後児童クラブ待機児童数」とは、子どもルームの利用を希望しているものの、いずれの子どもルームも利用していない児童数をいう。（他のルームを利用できる場合も、待機児童としてカウントする。）

## 4 子ども・子育て支援を巡る課題

### (1) 質の高い幼児期の学校教育と保育の総合的な提供

- ◎ 3～5歳の子どもの教育・保育は、現行制度上、学校である幼稚園と児童福祉施設である保育所に二分化されており、保護者の就労状況によって、幼稚園と保育所のどちらを利用するか、概ねの棲み分けがなされています。
- ◎ しかし、共働き家庭においても、幼児期の学校教育に対する一定の需要が見られます。また、逆に、専業主婦（夫）家庭においても、就労を希望する母親の増加を背景とした保育需要があると考えられます。
- ◎ したがって、保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供する観点から、認定こども園の普及を促進する必要があります。
- ◎ さらに、認定こども園・幼稚園・保育所における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連続性・一貫性を確保する必要があります。

### (2) 保育の「量」の拡充

- ◎ 特に0～2歳児を中心として、当面、保育需要が供給を上回る状況が続くと見込まれることから、保育の「量」をさらに拡充していく必要があります。
- ◎ 「量」の拡充にあたっては、将来、少子化の進行にともなって保育需要が減少に転じることを念頭に、地域ごとの需要の動向を見極めながら受け皿を整備していく必要があります。
- ◎ 0～2歳児については、保育需要が高まっている一方、推計児童数の減少幅は大きいという「捻れ」が生じているため、受け皿整備の手法に特に留意する必要があります。

### (3) 地域における子ども・子育て支援の充実

- ◎ 共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭が、個々の状況に応じた必要な支援を受け、子育ての負担や不安を和らげることができるように、地域における子ども・子育て支援のさらなる充実を図る必要があります。

- ◎ 放課後児童クラブについては、当面、需要が供給を上回る状況が続くと見込まれ、また、利用対象が小学校6年生までに拡大されることから、地域ごとの需要の動向を見極めつつ、さらなる受入枠の拡大を図る必要があります。

#### (4) 教育・保育等の「質」の確保・向上

- ◎ 幼児期における質の高い教育・保育は、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、教育・保育の「質」の確保・向上が不可欠です。
- ◎ 保育等の「量」の拡充が「質」の低下につながることのないよう、「質」の確保・向上を図るための取組みがいっそう重要性を増してきます。
- ◎ とりわけ、子ども・子育て支援の担い手である保育士、幼稚園教諭、子どもルーム指導員等の資質の向上を図るとともに、深刻な人手不足の中、人材を確保することが喫緊の課題です。
- ◎ また、職員配置の改善、市による認可・指導監督、事業者による施設の運営状況の評価等を通じて、施設の適切な運営を確保するとともに、教育・保育等の内容のいっそうの充実を図る必要があります。

#### (5) 障害児への教育・保育等の提供

- ◎ 発達障害を含めた障害のある子どもに集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うため、障害児が教育・保育を円滑に利用できる体制の確保を図る必要があります。
- ◎ そのためには、受入れに必要な職員配置等の体制を整えるとともに、教育・保育施設等における職員の専門知識や技能の向上を図る必要があります。
- ◎ また、受入施設と市関係部門、専門機関等との連携を強化し、受入施設を支援する体制を構築するとともに、小学校教育への円滑な接続を図る必要があります。

#### (6) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

- ◎ 子どもを保育所に入所させるために育児休業を早めに切り上げている母親が多いと考えられ、本来の希望どおりに育児休業を取得できるよう、保育環境を整える必要があります。
- ◎ また、男性の育児支援の社会的気運が高まりつつあるものの、「育児は女性の役

割」という意識が依然として根強く、また、父親の育児休業取得率も極めて低い状況であり、男性の育児への主体的・積極的な関わりをよりいっそう促進していく必要があります。

- ◎ 小学校就学前児童がいる家庭でも夜遅くに仕事から帰宅する父親が多いなど、出産・子育て期のワーク・ライフ・バランスを実現しにくい状況であることから、子ども・子育て支援の一環として、普及・啓発に取り組む必要があります。

## 5 目指すべき姿

上記の現状と課題を踏まえ、次に掲げる「理想の姿」の実現を目指し、新制度に基づく子ども・子育て支援施策を展開していきます。

- I 保護者の就労等の家庭の状況にかかわらず、すべての子どもが、質の高い幼児教育・保育を受けることができること。
- II すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った子ども・子育て支援施策を、円滑に利用することができること。
- III 出産・子育て期にある父親・母親が、ともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができること。

## 6 主な取組内容

### (1) 教育・保育の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

今後も高い水準で推移すると見込まれる保育需要に応え、質の高い教育・保育を安定的に提供していくため、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における教育・保育の「量の見込み」（需要量の見込み）及び「確保方策」（需要量の見込みに対する供給量）を定め、教育・保育の計画的な提供体制の確保を図ります。

#### <「量の見込み」及び「確保方策」の設定に当たって>

##### ■ 「提供区域」の設定

- ・ 教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・ 本市は、次の考え方に基づき、「行政区」を教育・保育の提供区域とします。
  - i 行政区は、政令市における最も基本的な地域区分として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件等を勘案して設定されており、市民にとって最も馴染み深く、分かりやすい。
  - ii 市政の基本指針である「新基本計画」のほか、他部門の計画と整合を図ることができる。
  - iii 支給認定などの教育・保育の利用手続きは行政区単位で行う。
  - iv 広域的な利用を含めた需要や今後の需要変動に柔軟に対応することができる。

##### ■ 「量の見込み」設定に係る基本的な考え方

- ・ 教育・保育の「量の見込み」は、「千葉市H25 ニーズ調査」の結果を踏まえ、国が定めた統一的な方法に準拠して算出したものです。
- ・ 「量の見込み」には、就学前児童の保護者の教育・保育に対する利用希望が反映されており、例えば、現在は就労していない保護者が今後希望通りに就労した場合に生じる保育需要などの「潜在的な需要」も含まれています。
- ・ この「潜在的な需要」のすべてが、直ちに実際の需要として顕在化することは限りませんが、本計画では、27年度からすべての「潜在的な需要」を「量の見込み」にカウントし、目標値を設定しています。
- ・ また、1年間の中で需要は変動しますが、「量の見込み」は、各年度における需要のピークを表しています。

## ■ 「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・ 計画最終年度の平成31年4月までに、「量の見込み」に対応した教育・保育が提供されるよう、受け皿を拡充していきます。
- ・ 受け皿の拡充にあたっては、少子化の進行を見据え、新たな施設整備を最小限に抑え、主に次の手法により、既存資源を最大限に活用していきます。

### i 私立幼稚園の認定こども園への移行

私立幼稚園が有する幼児教育のノウハウや優れた施設環境を活かし、0～2歳児を含めた保育を必要とする子どもの受入れを促進します。

### ii 認可外保育施設の認可化

本市独自の認定を受けた認可外保育施設<sup>1</sup>の認可保育所等への移行を促進し、認可基準を満たし、より質の高い保育を提供する施設における、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

### iii 既存保育所の定員変更・分園設置

保育需要の高い地域に立地する保育所の定員増や分園設置により、保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

### iv 事業所内保育事業における「地域枠」の設定

事業所内保育施設を保有する企業等の協力を得て、従業員の子ども以外の地域の保育を必要とする子どもの受入れを図ります。

- ・ また、保育需要の変動に比較的柔軟に対応可能な、小規模保育事業及び事業所内保育事業の実施を促進します。
- ・ 社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

## ■ 「需給調整」に係る基本的な考え方

- ・ 新制度においては、教育・保育施設及び地域型保育事業の認可が申請された場合、その内容が客観的な基準<sup>2</sup>を満たしていれば、原則として、市は、これを認可しなければならないとされています。
- ・ ただし、認可することで、供給が必要を上回ることとなる場合は、「需給調整」により、認可しないことができるときとされています。
- ・ なお、幼稚園及び保育所からの認定こども園移行については、質の高い幼

<sup>1</sup> 「保育ルーム」、「先取りプロジェクト認定保育施設」及び「グループ型小規模保育事業」の3類型を独自に認定している。

<sup>2</sup> 政令市は、幼保連携型認定こども園、保育所及び地域型保育事業の認可・指導監督権限を有し、これらの施設・事業の認可基準を条例で定めている。

児期の学校教育と保育の総合的な提供を促進するため、特例措置として、供給が需要を上回ることとなる場合も原則として認可することとします。

- ・ また、上記の「認可外保育施設の認可化」を推進するため、本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育所等に移行する場合には、供給が需要を上回る場合も、原則として認可することとします。
- ・ こうした考え方方に則り、透明性を確保しつつ、適切な需給調整を行います。

## ■教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP37に掲載)

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26年度	3～5歳		7,979	14,413		22,392	
	1・2歳		4,567		11	4,578	
	0歳		763		3	766	
	計		13,309	14,413	14	27,736	
27年度	1号	11,972	87	11,885		11,972	0
	2号	2,472	0	2,472		2,472	0
	保育利用	8,635	8,001			8,001	▲634
	3号	1・2歳	6,696	4,239		161	▲2,296
		0歳	2,441	737		83	▲1,621
	計	32,216	13,064	14,357	244	27,665	▲4,551
28年度	1号	11,990	2,099	9,891		11,990	0
	2号	2,478	55	2,423		2,478	0
	保育利用	8,643	8,316			8,316	▲327
	3号	1・2歳	6,563	4,481		300	▲1,782
		0歳	2,345	941		204	▲1,200
	計	32,019	15,892	12,314	504	28,710	▲3,309
29年度	1号	12,222	4,198	8,024		12,222	0
	2号	2,520	244	2,276		2,520	0
	保育利用	8,790	8,696			8,696	▲94
	3号	1・2歳	6,330	4,744		437	▲1,149
		0歳	2,305	1,150		327	▲828
	計	32,167	19,032	10,300	764	30,096	▲2,071
30年度	1号	12,441	6,878	5,563		12,441	0
	2号	2,558	609	1,949		2,558	0
	保育利用	8,929	9,086			9,086	157
	3号	1・2歳	6,090	5,049		565	▲476
		0歳	2,267	1,400		439	▲428
	計	32,285	23,022	7,512	1004	31,538	▲747
31年度	1号	11,976	8,947	3,029		11,976	0
	2号	2,448	1,136	1,312		2,448	0
	保育利用	8,576	9,446			9,446	870
	3号	1・2歳	5,935	5,294		648	5,942
		0歳	2,166	1,560		511	2,071
	計	31,101	26,383	4,341	1159	31,883	782
保育利用率の目標値				1・2歳			41.8%
				0歳			31.6%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の提供（「量の見込み」及び「確保方策」）

共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭が、それぞれのニーズや状況に合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法の規定に基づき、計画期間における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」（必要事業量）及び「確保方策」（必要事業量に対する供給量）を定め、各事業の計画的な提供体制の確保を図ります。

### ＜「量の見込み」及び「確保方策」の設定に当たって＞

#### ■ 「提供区域」の設定

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」は、一定の提供区域を定め、当該区域ごとに設定することとされています。
- ・ 本市は、教育・保育と同様、最も基本的な地域区分である「行政区」を提供区域とします。ただし、事業の性質上、区域設定に馴染まない事業に限り、「全市」を提供区域とします。

#### ■ 「量の見込み」及び「確保方策」設定に係る基本的な考え方

- ・ 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」は、「千葉市H25 ニーズ調査」の結果や各事業の利用実態を踏まえて設定したものであり、一部を除き、国が定めた統一的な方法に準拠して算出しています。
- ・ 「量の見込み」が現状を上回る事業については、遅くとも計画最終年度の31年4月までに、「量の見込み」に対応した事業量が供給されるよう、確保方策を講じていきます。
- ・ 社会・経済情勢の変化や実際の児童数の推移を的確に反映するため、計画中間年度を目途に、その時点における「量の見込み」及び「確保方策」の妥当性を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととします。

■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」【全市】

(⇒ 提供区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」はP44に掲載)

① 放課後児童クラブ

事業概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業		
現行事業名	子どもルーム	提供区域	行政区
対象年齢	小学生		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童数の減少を見据えつつ、需要増が見込まれる地区における受入枠を拡充。</li> <li>・新制度において新たに対象となる高学年については、段階的に受入れを拡大。</li> <li>27年度：4年生を受入れ→順次受入れを拡大→29年4月：6年生の受入れ開始</li> <li>・既存施設における高学年の受入れが困難な場合、放課後の特別教室等を活用。</li> </ul>		

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
低学年	量の見込み①	7,233	7,196	6,960	6,791	6,906
	確保方策②	6,963	7,058	7,074	7,154	7,154
	②-①	▲270	▲138	114	363	248
高学年	量の見込み①	2,287	2,290	2,314	2,260	2,255
	確保方策②	1,129	2,118	2,770	2,770	2,770
	②-①	▲1,158	▲172	456	510	515

② 時間外保育（延長保育）事業

事業概要	認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、保育認定を受けた子どもに対し通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に保育を実施する。		
現行事業名	延長保育	提供区域	行政区
対象児童	小学校就学前児童		
基本的な考え方	27年度以降に開設する認定こども園、保育所、地域型保育事業所においても、原則として事業を実施し、量の見込みに対応した事業量を供給。		

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
確保方策②	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
②-①	0	0	0	0	0

### ③-1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

事業概要	<p><b>【一時預かり】</b> 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p> <p><b>【幼稚園預かり保育】</b> 幼稚園が、教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に行う教育活動</p>		
	—	提供区域	行政区
現行事業名			
対象者	<p><b>【一時預かり】</b> 小学校就学前児童 <b>【幼稚園預かり保育】</b> 満3歳以上の小学校就学前児童</p>		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かり（幼稚園型）の詳細は未定であるが、私立幼稚園は、一時預かり（幼稚園型）又は幼稚園預かり保育のいずれかを実施。（いずれも実施しないことも可。）</li> <li>・一時預かり（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育により、27年度から量の見込みに対応した事業量を供給。</li> </ul>		

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	不定期利用	97,548	97,638	99,372	101,064	97,259
	定期利用*	588,440	590,215	600,545	609,277	582,860
確保方策②		685,988	687,853	699,917	710,341	680,119
②-①		0	0	0	0	0

\*2号認定を受けた子どもによる定期的な利用

### ③-2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

事業概要	<p>家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業</p>		
	現行事業名	一時預かり、特定保育	提供区域 行政区
対象者	小学校就学前児童		
基本的な考え方	段階的に実施施設を拡充し、31年度までに量の見込みに対応した事業量を供給。		

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	190,033	187,194	185,281	183,696	177,219
確保方策②	132,300	149,940	163,170	176,346	189,630
②-①	▲ 57,733	▲ 37,254	▲ 22,111	▲ 7,350	12,411

#### ④ ファミリー・サポート・センター

事業概要	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業		
現行事業名	ファミリー・サポート・センター	提供区域	全市
対象者	小学校就学前児童及び小学生		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・広報による提供会員の拡大等により、提供事業量増を図る。</li> <li>・29 年度に、基幹施設である子育て支援館の指定管理の更新に合わせ、コーディネーターを 3 人増員して 6 人体制とし、提供会員の稼働率を 26%から 45%まで向上。</li> </ul>		

単位：延べ利用人数／年

		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み①	未就学児	10,444	10,312	10,254	10,192	9,839
	就学児	16,247	15,487	15,417	15,239	15,023
確保方策②		13,387	14,338	22,735	23,997	24,862
②-①		▲13,304	▲1,461	▲2,936	▲1,434	0

#### ⑤ 病児保育事業

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業		
現行事業名	病児・病後児保育	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童及び小学校低学年		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定員の拡大（27 年度・美浜区）と新設（29 年度・美浜区、30 年度・花見川区、31 年度・中央区）により、量の見込みに対応した事業量を提供。</li> <li>・中央区については、他区からの利用者の受け皿となる利便性の高い総合病院において整備。</li> </ul>		

単位：延べ利用人数／年

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み①	12,848	12,683	12,626	12,569	12,170
確保方策②	8,928	8,928	9,672	10,416	12,276
②-①	▲3,920	▲3,755	▲2,954	▲2,153	106

## ⑥ 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業		
現行事業名	子育て支援館、子育てリラックス館、地域子育て支援センター	提供区域	行政区
対象者	小学校就学前児童※		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・広報により、各施設の稼働率を現在の 79.6%から 90%まで向上。</li> <li>・需給ギャップの大きい区から、子育てリラックス館を順次 5 か所整備。</li> </ul>		

単位：量の見込み … 延べ利用人数／年

確保方策 … か所

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み①	185,538	180,432	175,325	170,354	165,094
確保方策②	20	21	22	23	24

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は 0~2 歳児について算出。

## ⑦ 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業		
現行事業名	子育て支援コンシェルジュ	提供区域	行政区
対象者	子どもの保護者等		
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新制度施行に先駆け、26 年 10 月から全区に 1 名を配置済み。</li> <li>・29 年度より、さらに各区 1 名を配置し、区内の子育て支援拠点等を巡回。</li> </ul>		

単位：か所

	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
量の見込み①	12	12	12	12	12
確保方策②	6	6	12	12	12
②-①	▲ 6	▲ 6	0	0	0

⑧－1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に短期入所させ、必要な保護を行う事業			
現行事業名	ショートステイ		提供区域	全市
対象者	18歳未満の子ども			
基本的な考え方	実施施設の受入枠に一定の余裕があることから、27年度から、量の見込みに対応した事業量を供給。			

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
確保方策②	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑧－2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業）

事業概要	保護者の疾病等の理由により、夜間や休日に家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業			
現行事業名	トワイライトステイ		提供区域	全市
対象者	2歳以上18歳未満の子ども			
基本的な考え方	実施施設の受入枠に一定の余裕があることから、27年度から、量の見込みに対応した事業量を供給。			

単位：延べ利用人数／年

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
確保方策②	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

## ⑨ 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業		
現行事業名	妊婦健診	提供区域	全市
対象者	全ての妊婦		
基本的な考え方	対象者等への周知・広報を図ることにより現状受診率を維持し、27年度から量の見込みに対応した事業量を確保。		

単位：対象者数 … 人

健診回数 … 延べ実施回数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象者数	量の見込み①	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578
	確保方策②	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578
	②-①	0	0	0	0	0
健診回数	量の見込み①	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358
	確保方策②	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358
	②-①	0	0	0	0	0

## ⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業		
現行事業名	乳児家庭全戸訪問	提供区域	行政区
対象者	生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭		
基本的な考え方	必要な専門職員を確保して訪問率向上を図るとともに、対象者等への広報・周知を図り、27年度から量の見込みに対応した事業量を確保。		

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
確保方策②	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
②-①	0	0	0	0	0

### ⑪－1 養育支援訪問事業

事業概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業		
現行事業名	養育支援訪問	提供区域	行政区
対象者	養育支援が特に必要な家庭（妊産婦を含む）		
基本的な考え方	必要な専門職員の確保及び資質の向上を図り、27年度から量の見込みに対応した事業量を確保。		

単位：人

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み①	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
確保方策②	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
②-①	0	0	0	0	0

### ⑪－2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業
現行事業名	要保護児童対策及びDV防止地域協議会
対象者	一
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会における関係機関のより緊密な連携により、児童虐待に対応。</li> <li>・協議会に係る情報等をシステム化し、入力支援やリアルタイムで情報を共有。</li> </ul>

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

### ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
現行事業名	一
対象者	未定
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得が一定水準を下回る世帯を対象とし、教育・保育の利用に必要な実費を助成。</li> <li>・詳細未定であるため、国の動向に応じて助成対象、助成内容等を検討。</li> </ul>

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

⑬ 多様な主体の参入を促進する事業

事業概要	教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
現行事業名	—
対象者	未定
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>・地域型保育事業等に新規参入する事業所に対する巡回支援等を実施。</li><li>・詳細未定であるため、国の動向に応じて助成対象、助成内容等を検討。</li></ul>

※本事業は、「基本指針」における「量の見込み」及び「確保方策」設定の対象外。

### (3) 認定こども園の普及促進

保護者の就労状況等やその変化によらず、質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、既存資源を最大限に活用した保育需要への対応を図る観点から、認定こども園の普及を促進します。

また、認定こども園は、園児以外の子どもとその家庭を対象として、育児相談や親子の集いの場を提供することとされており、地域における身近な子育て支援の場を増やすことにもつながります。

#### 3－1 私立幼稚園及び民間保育園に対する移行支援

- 私立幼稚園及び民間保育園に対し、認定こども園の意義に関する周知を図るとともに、移行の際の留意事項等を整理し、移行を希望する事業者の円滑な移行を支援するための相談受付体制を整備します。

#### 3－2 公立認定こども園における施設運営に係る調査・研究

- 平成27年度に公立保育所2か所をモデル的に認定こども園に移行し、教育・保育の実践例など、具体的な施設運営に係る調査・研究を行い、教育・保育施設（新制度に移行しない幼稚園を含む）とのノウハウの共有を図ります。

#### 3－3 保護者に対する普及啓発

- 公立・民間の認定こども園における実践例を踏まえつつ、保護者等に対する周知・広報を行い、認定こども園の意義や子どもにとってのメリットの浸透を図ります。

### (4) 幼児教育・保育と小学校教育との円滑な接続（幼保小連携）

幼児期における教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図り、子どもの発達や学びの連續性・一貫性を確保するため、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校との連携（幼保小連携）を推進します。

#### 4－1 幼保小間の交流の促進

- 「千葉市幼・保・小関連教育推進協議会」における指定推進校を中心としたモデル事業の実施により、認定こども園、幼稚園、保育所と小学校における子ども同士の交流や、職員同士の交流を促進します。

#### 4－2 幼保小連携に関する協議の場の設置

- 市関係部門及び教育・保育関係団体等による協議の場を設置し、教育・保育施設の立場から、幼保小連携に係る具体的な課題について検討します。

【検討課題例】

- ・ 幼保小接続・連携に係る現状と課題の把握
- ・ 職員間や子ども同士の交流の活性化
- ・ 幼保小間の情報共有・引継ぎのあり方
- ・ 障害児等に係る情報共有・引き継ぎのあり方
- ・ 接続期における教育課程（アプローチカリキュラム・スタートカリキュラム）のあり方

＜新規＞

事業名	（仮称）幼保小接続・連携検討会議		所管課	こども企画課	
現状	目標				
—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	設置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

#### （5）教育・保育等の「質」の確保・向上

幼児期における教育・保育が、子どもたちの生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、「量」の拡充と並行して、教育・保育の「質」の確保・向上を図ります。

また、共働き家庭による需要が高まっている放課後児童クラブについても、「量」の拡充と並行して、保育の「質」の確保・向上を図ります。

##### 5－1 教育・保育人材の資質の向上

- 公立保育所（認定こども園を含む）における職種別研修や非常勤職員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。
- 教育・保育関係団体が会員を対象として開催する研修の実施を支援し、必要な知識や技能の習得を促進します。
- 施設の種別を超えた合同研修を実施し、教育・保育の質の向上を図るとともに、職員間の交流や知識・ノウハウの共有を促進します。

＜新規＞

事業名	施設種別を超えた合同研修	所管課	保育運営課

現状	目標				
	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
－	研修内容の検討	研修実施	継続実施	継続実施	継続実施

- 保育所における保育士の自己評価を実施するとともに、その実績を活用して、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所における自己評価の取組みを促進します。
- 上記のほか、保育士養成施設としての指定を受けた市内の短期大学<sup>1</sup>と連携し、教育・保育人材の資質向上策を検討します。

#### 5－2 教育・保育人材の確保

- 幼保連携型認定こども園に配置する「保育教諭<sup>2</sup>」を確保するため、保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を促進します。
- 認可外保育施設の認可化に当たり、職員の保育士資格取得を促進します。
- いわゆる「潜在保育士<sup>3</sup>」を対象とした研修を実施し、市内の保育所等への再就職を促進します。
- 県外を含めた保育士養成施設の卒業生に対するPR活動を強化し、市内の教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）や地域型保育事業所への就職を促進します。
- 市内の保育所等に就労（復帰）予定の保育士資格保有者について、保育所等利用選考における優先度を高め、保育現場への就労（復帰）を促進します。
- 国において平成27年度から創設予定の「子育て支援員（仮称）<sup>4</sup>」制度により、子育て経験豊かな主婦等を活用して、地域型保育事業等に従事する人

<sup>1</sup> 植草学園短期大学、千葉経済大学短期大学部及び千葉明徳短期大学の3校。平成26年6月、保育人材の量的・質的な充実を図ることを目的として、本市と相互連携協定を締結した。

<sup>2</sup> 幼保連携型認定こども園において教育・保育に従事する職員で、幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方の免許・資格を有する必要がある。改正認定こども園法施行後5年間に限り、幼稚園教諭免許状か保育士資格のいずれかを有しているば、保育教諭となることができる経過措置が設けられている。

<sup>3</sup> 保育士として働いていない保育士資格保有者をいい、保育士としての勤務経験のない者も含む。

<sup>4</sup> 子育て経験豊かな主婦等を小規模保育事業、家庭的保育事業、放課後児童クラブ等に従事する人材として活用するため、必要な研修を修了した者を認定する制度。現在、国において詳細を検討中。

材の確保を図ります。

＜新規＞

事業名	子育て支援員による人材確保					所管課	保育運営課
現状	目標						
一	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
	認定制度の創設	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

- 教育・保育施設等に勤務する職員の出産や疾病等による離職を抑制するとともに、当該職員が休暇を取得している間の施設の負担を軽減するため、代替職員の雇用を支援します。
- 上記のほか、保育士養成施設としての指定を受けた市内の短期大学と連携し、教育・保育人材の確保策を検討します。

5－3 市による認可・指導監督等を通じた教育・保育の質の確保・向上

- 保育所及び認定こども園において、1・2歳児に係る職員配置基準を5：1に上乗せすることにより、児童の処遇の向上を図ります。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業の認可に当たり、外部の専門家・有識者<sup>1</sup>による審査を行い、適切な施設運営の確保を図ります。
- 教育・保育施設及び地域型保育事業所等に対する定期的な監査や市嘱託職員等による巡回指導を実施し、適切な運営の確保を図ります。

＜拡充＞

事業名	巡回指導					所管課	保育運営課
現状	目標						
全保育所で実施	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度		
	保育所に加え、認定こども園、地域型保育事	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施		

<sup>1</sup> 平成26年9月に新設した社会福祉審議会児童福祉専門分科会設置認可部会。幼児教育・保育に係る有識者、公認会計士等で構成される。

	業所で実施			
--	-------	--	--	--

#### 5－4 運営に関する評価を通じた教育・保育の質の確保・向上

- 教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所における運営に関する評価<sup>1</sup>の実施の促進をし、適切な運営の確保を図ります。

#### 5－5 放課後児童クラブにおける「質」の確保・向上

- 指導員及び補助指導員に対する計画的な研修を実施し、必要な知識や技能の習得を促進します。
- 保育士資格や小中学校等教諭免許状の保有者等に対する積極的な採用PRを行い、指導員の確保を図ります。
- 子育て経験豊かな主婦等に対する積極的な採用PRを行い、補助指導員の確保を図ります。
- 子どもルームに対する定期的な巡回指導を行うとともに、民間クラブに対して必要に応じて立ち入りを行うなど、適切な運営の確保を図ります。
- 国が提示する予定の新たなガイドラインの内容を踏まえつつ、新たに受け入れ対象となる高学年について、低学年との発達段階の違いを考慮した保育内容を検討します。
- 共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、一体型の放課後子ども教室・放課後児童クラブの整備を図ります。（第6章に再掲）

#### （6）障害児に対する教育・保育等の提供

障害児に集団生活の場を提供し、心身の発達や社会生活に必要な基礎的能力を養うため、障害児が教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）、地域型保育事業、放課後児童クラブを円滑に利用できる体制の確保を図ります。

---

<sup>1</sup> 運営に関する評価には、①自己評価（教育・保育施設等が自ら行う評価）、②関係者評価（保護者等の関係者が行う評価）、③第三者評価（外部の専門家による評価）の3種類があり、教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所には、①は実施義務、②及び③は努力義務が課せられている。

#### 6－1 教育・保育施設等における障害児の受入れ

- 必要な職員配置等に対する支援を行い、原則としてすべての認定こども園、保育所及び地域型保育事業所において、障害児の受入れが可能な体制を整えるとともに、私立幼稚園（新制度に移行しない園を含む）における障害児の受入れを促進します。

＜拡充＞

事業名	障害児保育の実施		所管課	保育運営課
現状	目標			
	27年度	28年度	29年度	30年度
全保育所で実施	保育所に加え、認定こども園、地域型保育事業所で実施	継続実施	継続実施	継続実施

#### 6－2 放課後児童クラブにおける障害児の受入れ

- 原則として、すべての放課後児童クラブにおいて、障害児の受入れが可能な体制を整えます。

#### 6－3 障害児保育・特別支援教育に関する知識や技能の向上

- すべての教育・保育施設（新制度に移行しない私立幼稚園を含む）及び地域型保育事業所が参加可能な研修を実施するとともに、関係団体における研修の実施を支援し、障害児保育・特別支援教育に関する専門知識の習得や技能の向上を図ります。

#### 6－4 障害児保育・特別支援教育実施施設に対する支援

- 障害児保育・特別支援教育を実施する教育・保育施設及び地域型保育事業所を市嘱託職員が巡回し、障害児の経過観察、職員への助言・指導等を行います。

＜拡充＞

事業名	障害児保育等に係る巡回相談		所管課	保育運営課
現状	目標			
全保育所で	27年度	28年度	29年度	30年度

実施	保育所に加え、認定こども園、地域型保育事業所で実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施
----	---------------------------	------	------	------	------

- 市関係部門、障害児を受け入れている施設、専門機関（療育センター、発達障害者支援センター、養護教育センター等）の相互連携を強化するための協議の場を設置し、障害の早期発見・早期支援、専門的助言・指導など、障害児保育・特別支援教育の充実を図ります。

＜新規＞

事業名	(仮称) 障害児保育・特別支援教育検討会議			所管課	こども企画課
現状	目標				
—	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
	設置	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施

## (7) 出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスの推進

父親・母親がともに子育てに関わり、「子育てと仕事の両立」を実現することができる環境を整え、出産・子育て期におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。

### 7-1 ワーク・ライフ・バランスの推進に係る普及・啓発

- 市民や家庭を対象とした講座やセミナーを開催するほか、啓発冊子の活用等により、ワーク・ライフ・バランスについて幅広く普及・啓発を図ります。

### 7-2 男性の子育てへの関わりの促進

- 男性が育児休業を取得しやすい職場環境づくりの機運を高めるため、特に育児休業の取得が困難とされる中小企業における育児休業の取得を促進します。
- 男性の子育てを支援するため、他団体等とも連携し、男性の家事・育児に関する講座や、「イクメン」を応援するイベントを開催します。また、インターネットも活用し、育児に関わる父親同士のネットワークづくりを促進します。

- 妊娠・出産・育児に関する男性に向けた啓発冊子を作成し、男性が早くから父親としての自覚を持ち、母親の出産後、積極的に育児に関わることができるよう支援します。
- 父親・母親を対象として、お互いの協力と子育て、お産や母乳についての講義や行政サービスの紹介を行い、父親の育児への積極的な関わりを支援します。

### 7－3 子育てと仕事の両立のための基盤整備

- 「確保方策」に基づき、教育・保育や放課後児童クラブの「量」の拡充を図り、子育てと仕事の両立を支援します。
- 保護者が育児休業を希望どおりに取得した上で、職場に復帰する際に円滑に保育を利用することができるよう、特に、0～2歳児の保育の受け皿の拡充を図ります。
- 働き方の多様化に伴うさまざまな保育需要に対応するため、延長保育、休日・夜間保育のほか、一時預かり、病児・病後児保育などの充実を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

事業名	休日保育		所管課	保育運営課
現状	目標			
6か所	27年度	28年度	29年度	30年度
	7か所	8か所	8か所	8か所

事業名	夜間保育		所管課	保育運営課
現状	目標			
0か所	27年度	28年度	29年度	30年度
	1か所	2か所	2か所	2か所

- 保育の開始を生後57日目に前倒しして子どもを預かる「産明け保育」を実施し、産休明けに早期に職場復帰する必要がある母親の子育てと仕事の両立を支援します。

## ■教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」(提供区域ごと)

### 【中央区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26年度	3～5歳	1,655	2,915		4,570		
	1・2歳	983		0	983		
	0歳	179		0	179		
	計	2,817	2,915	0	5,732		
27年度	1号	2,620	0	2,620		2,620	0
	2号	508	0	508		508	0
		保育利用	1,662	1,587		1,587	▲ 75
	3号	1・2歳	1,468	901	66	967	▲ 501
		0歳	619	158	38	196	▲ 423
	計	6,877	2,646	3,128	104	5,878	▲ 999
28年度	1号	2,649	698	1,951		2,649	0
	2号	513	34	479		513	0
		保育利用	1,679	1,667		1,667	▲ 12
	3号	1・2歳	1,520	966	111	1,077	▲ 443
		0歳	619	213	78	291	▲ 328
	計	6,980	3,578	2,430	189	6,197	▲ 783
29年度	1号	2,791	1,190	1,601		2,791	0
	2号	540	83	457		540	0
		保育利用	1,768	1,757		1,757	▲ 11
	3号	1・2歳	1,532	1,031	156	1,187	▲ 345
		0歳	618	257	118	375	▲ 243
	計	7,249	4,318	2,058	274	6,650	▲ 599
30年度	1号	2,951	1,715	1,236		2,951	0
	2号	571	156	415		571	0
		保育利用	1,870	1,852		1,852	▲ 18
	3号	1・2歳	1,511	1,106	201	1,307	▲ 204
		0歳	617	317	158	475	▲ 142
	計	7,520	5,146	1,651	359	7,156	▲ 364
31年度	1号	2,954	2,023	931		2,954	0
	2号	572	229	343		572	0
		保育利用	1,873	1,942		1,942	69
	3号	1・2歳	1,489	1,176	238	1,414	▲ 75
		0歳	597	357	191	548	▲ 49
	計	7,485	5,727	1,274	429	7,430	▲ 55
保育利用率の目標値				1・2歳			42.5%
				0歳			34.3%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【花見川区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,149	2,045		3,194	
	1・2歳		659		0	659	
	0歳		130		0	130	
	計		1,938	2,045	0	3,983	
27 年度	1号	1,883	0	1,883		1,883	0
	2号	451	0	451		451	0
	保育利用	1,327	1,247			1,247	▲ 80
	3号	1・2歳	1,055	600	17	617	▲ 438
		0歳	466	100	10	110	▲ 356
		計	5,182	1,947	2,334	27	4,308 ▲ 874
28 年度	1号	1,895	246	1,649		1,895	0
	2号	454	0	454		454	0
	保育利用	1,336	1,287			1,287	▲ 49
	3号	1・2歳	1,044	620	60	680	▲ 364
		0歳	459	140	47	187	▲ 272
		計	5,188	2,293	2,103	107	4,503 ▲ 685
29 年度	1号	1,898	710	1,188		1,898	0
	2号	454	41	413		454	0
	保育利用	1,338	1,367			1,367	29
	3号	1・2歳	1,026	680	86	766	▲ 260
		0歳	451	190	71	261	▲ 190
		計	5,167	2,988	1,601	157	4,746 ▲ 421
30 年度	1号	1,904	1,195	709		1,904	0
	2号	456	114	342		456	0
	保育利用	1,341	1,452			1,452	111
	3号	1・2歳	1,000	740	102	842	▲ 158
		0歳	444	245	85	330	▲ 114
		計	5,145	3,746	1,051	187	4,984 ▲ 161
31 年度	1号	1,851	1,389	462		1,851	0
	2号	443	190	253		443	0
	保育利用	1,304	1,497			1,497	193
	3号	1・2歳	974	770	126	896	▲ 78
		0歳	425	270	106	376	▲ 49
		計	4,997	4,116	715	232	5,063 66
保育利用率の目標値				1・2歳			42.0%
				0歳			37.2%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

## 【稻毛区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26年度	3～5歳		1,341	2,440		3,781	
	1・2歳		760		0	760	
	0歳		127		0	127	
	計		2,228	2,440	0	4,668	
27年度	1号	2,181	9	2,172		2,181	0
	2号	354	0	354		354	0
		保育利用	1,508	1,336		1,336	▲ 172
	3号	1・2歳	1,028	720	27	747	▲ 281
		0歳	380	129	11	140	▲ 240
	計	5,451	2,194	2,526	38	4,758	▲ 693
28年度	1号	2,127	182	1,945		2,127	0
	2号	346	0	346		346	0
		保育利用	1,471	1,366		1,366	▲ 105
	3号	1・2歳	998	742	35	777	▲ 221
		0歳	369	144	18	162	▲ 207
	計	5,311	2,434	2,291	53	4,778	▲ 533
29年度	1号	2,134	499	1,635		2,134	0
	2号	347	32	315		347	0
		保育利用	1,476	1,401		1,401	▲ 75
	3号	1・2歳	971	770	51	821	▲ 150
		0歳	362	164	32	196	▲ 166
	計	5,290	2,866	1,950	83	4,899	▲ 391
30年度	1号	2,150	1,008	1,142		2,150	0
	2号	349	78	271		349	0
		保育利用	1,486	1,481		1,481	▲ 5
	3号	1・2歳	948	825	67	892	▲ 56
		0歳	353	199	46	245	▲ 108
	計	5,286	3,591	1,413	113	5,117	▲ 169
31年度	1号	2,104	1,629	475		2,104	0
	2号	342	171	171		342	0
		保育利用	1,455	1,546		1,546	91
	3号	1・2歳	931	865	70	935	4
		0歳	336	224	48	272	▲ 64
	計	5,168	4,435	646	118	5,199	31
保育利用率の目標値			1・2歳				39.5%
			0歳				31.3%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

## 【若葉区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3~5歳	1,179	2,105		3,284		
	1・2歳	617		8	625		
	0歳	86		3	89		
	計	1,882	2,105	11	3,998		
27 年度	1号	1,558	0	1,558		1,558	0
	2号	417	0	417		417	0
	保育利用	1,239	1,184		1,184		▲ 55
	3号	1・2歳	1,098	551	27	578	▲ 520
		0歳	363	88	10	98	▲ 265
		計	4,675	1,823	37	3,835	▲ 840
28 年度	1号	1,580	211	1,369		1,580	0
	2号	423	0	423		423	0
	保育利用	1,257	1,224		1,224		▲ 33
	3号	1・2歳	1,019	581	43	624	▲ 395
		0歳	319	113	24	137	▲ 182
		計	4,598	2,129	67	3,988	▲ 610
29 年度	1号	1,581	537	1,044		1,581	0
	2号	423	38	385		423	0
	保育利用	1,256	1,264		1,264		8
	3号	1・2歳	890	611	67	678	▲ 212
		0歳	303	143	45	188	▲ 115
		計	4,453	2,593	112	4,134	▲ 319
30 年度	1号	1,513	707	806		1,513	0
	2号	405	81	324		405	0
	保育利用	1,203	1,304		1,304		101
	3号	1・2歳	778	646	83	729	▲ 49
		0歳	288	178	59	237	▲ 51
		計	4,187	2,916	142	4,188	1
31 年度	1号	1,254	1,006	248		1,254	0
	2号	336	168	168		336	0
	保育利用	998	1,384		1,384		386
	3号	1・2歳	704	696	86	782	78
		0歳	265	208	61	269	4
		計	3,557	3,462	147	4,025	468
保育利用率の目標値			1・2歳				47.1%
			0歳				32.4%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

【緑区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳		1,059	1,895		2,954	
	1・2歳		598		3	601	
	0歳		101		0	101	
	計		1,758	1,895	3	3,656	
27 年度	1号	1,919	3	1,916		1,919	0
	2号	368	0	368		368	0
	保育利用	1,404	1,058			1,058	▲ 346
	3号	1・2歳	1,023	609	22	631	▲ 392
		0歳	318	120	13	133	▲ 185
		計	5,032	1,790	2,284	35	4,109
28 年度	1号	2,003	407	1,596		2,003	0
	2号	384	0	384		384	0
	保育利用	1,466	1,133			1,133	▲ 333
	3号	1・2歳	989	664	41	705	▲ 284
		0歳	288	160	29	189	▲ 99
		計	5,130	2,364	1,980	70	4,414
29 年度	1号	2,119	645	1,474		2,119	0
	2号	406	0	406		406	0
	保育利用	1,550	1,198			1,198	▲ 352
	3号	1・2歳	936	714	59	773	▲ 163
		0歳	287	195	46	241	▲ 46
		計	5,298	2,752	1,880	105	4,737
30 年度	1号	2,249	1,359	890		2,249	0
	2号	431	86	345		431	0
	保育利用	1,645	1,258			1,258	▲ 387
	3号	1・2歳	896	759	75	834	▲ 62
		0歳	288	235	60	295	7
		計	5,509	3,697	1,235	135	5,067
31 年度	1号	2,170	1,742	428		2,170	0
	2号	416	208	208		416	0
	保育利用	1,588	1,308			1,308	▲ 280
	3号	1・2歳	902	799	75	874	▲ 28
		0歳	279	260	60	320	41
		計	5,355	4,317	636	135	5,088
保育利用率の目標値				1・2歳			36.2%
				0歳			24.3%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

## 【美浜区】

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳	1,596	3,013		4,609		
	1・2歳	950		0	950		
	0歳	140		0	140		
	計	2,686	3,013	0	5,699		
27 年度	1号	1,811	75	1,736		1,811	0
	2号	374	0	374		374	0
	保育利用	1,495	1,589			1,589	94
	3号	1・2歳	1,024	858	2	860	▲ 164
		0歳	295	142	1	143	▲ 152
		計	4,999	2,664	2,110	3	4,777
28 年度	1号	1,736	355	1,381		1,736	0
	2号	358	21	337		358	0
	保育利用	1,434	1,639			1,639	205
	3号	1・2歳	993	908	10	918	▲ 75
		0歳	291	171	8	179	▲ 112
		計	4,812	3,094	1,718	18	4,830
29 年度	1号	1,699	617	1,082		1,699	0
	2号	350	50	300		350	0
	保育利用	1,402	1,709			1,709	307
	3号	1・2歳	975	938	18	956	▲ 19
		0歳	284	201	15	216	▲ 68
		計	4,710	3,515	1,382	33	4,930
30 年度	1号	1,674	894	780		1,674	0
	2号	346	94	252		346	0
	保育利用	1,384	1,739			1,739	355
	3号	1・2歳	957	973	37	1,010	53
		0歳	277	226	31	257	▲ 20
		計	4,638	3,926	1,032	68	5,026
31 年度	1号	1,643	1,158	485		1,643	0
	2号	339	170	169		339	0
	保育利用	1,358	1,769			1,769	411
	3号	1・2歳	935	988	53	1,041	106
		0歳	264	241	45	286	22
		計	4,539	4,326	654	98	5,078
保育利用率の目標値				1・2歳			46.0%
				0歳			28.4%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

## 【全市】(再掲)

単位：人

年度	認定区分	量の見込み ①	確保方策				②-①
			教育・保育 施設	新制度に 移行しない 幼稚園	地域型 保育事業	計②	
26 年度	3～5歳	7,979	14,413		22,392		
	1・2歳	4,567		11	4,578		
	0歳	763		3	766		
	計	13,309	14,413	14	27,736		
27 年度	1号	11,972	87	11,885		11,972	0
	2号	2,472	0	2,472		2,472	0
	保育利用	8,635	8,001		8,001		▲634
	3号	1・2歳	6,696	4,239	161	4,400	▲2,296
		0歳	2,441	737	83	820	▲1,621
		計	32,216	13,064	14,357	244	27,665
28 年度	1号	11,990	2,099	9,891		11,990	0
	2号	2,478	55	2,423		2,478	0
	保育利用	8,643	8,316		8,316		▲327
	3号	1・2歳	6,563	4,481	300	4,781	▲1,782
		0歳	2,345	941	204	1,145	▲1,200
		計	32,019	15,892	12,314	504	28,710
29 年度	1号	12,222	4,198	8,024		12,222	0
	2号	2,520	244	2,276		2,520	0
	保育利用	8,790	8,696		8,696		▲94
	3号	1・2歳	6,330	4,744	437	5,181	▲1,149
		0歳	2,305	1,150	327	1,477	▲828
		計	32,167	19,032	10,300	764	30,096
30 年度	1号	12,441	6,878	5,563		12,441	0
	2号	2,558	609	1,949		2,558	0
	保育利用	8,929	9,086		9,086		157
	3号	1・2歳	6,090	5,049	565	5,614	▲476
		0歳	2,267	1,400	439	1,839	▲428
		計	32,285	23,022	7,512	1004	31,538
31 年度	1号	11,976	8,947	3,029		11,976	0
	2号	2,448	1,136	1,312		2,448	0
	保育利用	8,576	9,446		9,446		870
	3号	1・2歳	5,935	5,294	648	5,942	7
		0歳	2,166	1,560	511	2,071	▲95
		計	31,101	26,383	4,341	1159	31,883
保育利用率の目標値				1・2歳			41.8%
				0歳			31.6%

※ 2号認定の教育利用 … 保護者の就労状況は2号認定相当であるが、教育ニーズが強く、一時預かり（預かり保育）を利用しながら幼稚園を利用する子ども

## ■地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」(提供区域ごと)

### ① 放課後児童クラブ

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
中央区	低学年	量の見込み①	1,551	1,569	1,517	1,498	1,547
	高学年	確保方策②	1,425	1,425	1,441	1,441	1,441
	(2)-(1)	▲ 126	▲ 144	▲ 76	▲ 57	▲ 106	
花見川区	低学年	量の見込み①	452	472	491	481	488
	高学年	確保方策②	228	439	571	571	571
	(2)-(1)	▲ 224	▲ 33	80	90	83	
稲毛区	低学年	量の見込み①	1,020	1,013	1,004	997	1,007
	高学年	確保方策②	1,134	1,134	1,134	1,164	1,164
	(2)-(1)	114	121	130	167	157	
若葉区	低学年	量の見込み①	375	357	351	342	339
	高学年	確保方策②	216	357	448	448	448
	(2)-(1)	▲ 159	0	97	106	109	
緑区	低学年	量の見込み①	1,253	1,269	1,243	1,222	1,205
	高学年	確保方策②	1,257	1,257	1,257	1,257	1,257
	(2)-(1)	4	▲ 12	14	35	52	
美浜区	低学年	量の見込み①	383	391	398	385	399
	高学年	確保方策②	200	364	495	495	495
	(2)-(1)	▲ 183	▲ 27	97	110	96	
全市区	低学年	量の見込み①	876	862	828	820	856
	高学年	確保方策②	728	728	728	728	728
	(2)-(1)	▲ 148	▲ 134	▲ 100	▲ 92	▲ 128	
	低学年	量の見込み①	311	294	291	271	264
	高学年	確保方策②	114	225	295	295	295
	(2)-(1)	▲ 197	▲ 69	4	24	31	
	低学年	量の見込み①	1,161	1,153	1,113	1,066	1,146
	高学年	確保方策②	1,027	1,042	1,042	1,052	1,052
	(2)-(1)	▲ 134	▲ 111	▲ 71	▲ 14	▲ 94	
	低学年	量の見込み①	326	326	326	331	329
	高学年	確保方策②	146	318	421	421	421
	(2)-(1)	▲ 180	▲ 8	95	90	92	
	低学年	量の見込み①	1,372	1,330	1,255	1,188	1,145
	高学年	確保方策②	1,392	1,472	1,472	1,512	1,512
	(2)-(1)	20	142	217	324	367	
	低学年	量の見込み①	440	450	457	450	436
	高学年	確保方策②	225	415	540	540	540
	(2)-(1)	▲ 215	▲ 35	83	90	104	
	低学年	量の見込み①	7,233	7,196	6,960	6,791	6,906
	高学年	確保方策②	6,963	7,058	7,074	7,154	7,154
	(2)-(1)	▲ 270	▲ 138	114	363	248	
	低学年	量の見込み①	2,287	2,290	2,314	2,260	2,255
	高学年	確保方策②	1,129	2,118	2,770	2,770	2,770
	(2)-(1)	▲ 1,158	▲ 172	456	510	515	

② 時間外保育（延長保育）事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP21に記載)

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	1,800	1,833	1,881	1,919	1,900
	確保方策②	1,800	1,833	1,881	1,919	1,900
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,134	1,130	1,120	1,108	1,076
	確保方策②	1,134	1,130	1,120	1,108	1,076
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,388	1,351	1,337	1,327	1,296
	確保方策②	1,388	1,351	1,337	1,327	1,296
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,056	1,015	958	887	769
	確保方策②	1,056	1,015	958	887	769
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,139	1,138	1,151	1,174	1,149
	確保方策②	1,139	1,138	1,151	1,174	1,149
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,196	1,155	1,131	1,113	1,087
	確保方策②	1,196	1,155	1,131	1,113	1,087
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
	確保方策②	7,713	7,622	7,578	7,528	7,277
	②-①	0	0	0	0	0

③－1 一時預かり事業（幼稚園型）及び幼稚園預かり保育

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP22に記載)

単位：延べ利用人数／年

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み	不定期利用	19,649	19,857	20,909	22,110	22,145
	①	定期利用*	121,480	122,765	129,272	136,698	136,912
	確保方策②		141,129	142,622	150,181	158,808	159,057
	②-①		0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み	不定期利用	16,042	16,149	16,171	16,218	15,679
	①	定期利用*	109,600	110,333	110,488	110,805	107,737
	確保方策②		125,642	126,482	126,659	127,023	123,416
	②-①		0	0	0	0	0
稲毛区	量の見込み	不定期利用	17,717	17,284	17,345	17,466	17,096
	①	定期利用*	80,826	78,851	79,129	79,678	77,992
	確保方策②		98,543	96,135	96,474	97,144	95,088
	②-①		0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み	不定期利用	12,404	12,584	12,582	12,047	9,993
	①	定期利用*	101,529	103,007	102,988	98,606	81,794
	確保方策②		113,933	115,591	115,570	110,653	91,787
	②-①		0	0	0	0	0
緑区	量の見込み	不定期利用	15,674	16,363	17,304	18,363	17,762
	①	定期利用*	87,569	91,418	96,678	102,594	99,036
	確保方策②		103,243	107,781	113,982	120,957	116,798
	②-①		0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み	不定期利用	16,062	15,401	15,061	14,860	14,584
	①	定期利用*	87,436	83,841	81,990	80,896	79,389
	確保方策②		103,498	99,242	97,051	95,756	93,973
	②-①		0	0	0	0	0
全市	量の見込み	不定期利用	97,548	97,638	99,372	101,064	97,259
	①	定期利用*	588,440	590,215	600,545	609,277	582,860
	確保方策②		685,988	687,853	699,917	710,341	680,119
	②-①		0	0	0	0	0

※2号認定を受けた子どもによる定期的な利用

③－2 一時預かり事業（幼稚園型以外）

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP22に記載)

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	40,980	41,753	42,705	43,689	42,903
	確保方策②	28,532	33,315	37,217	41,061	44,883
	②-①	▲ 12,448	▲ 8,438	▲ 5,488	▲ 2,628	1,980
花見川区	量の見込み①	29,862	29,763	29,450	29,114	28,233
	確保方策②	20,790	23,807	25,903	27,978	30,152
	②-①	▲ 9,072	▲ 5,956	▲ 3,547	▲ 1,136	1,919
稻毛区	量の見込み①	31,917	31,045	30,620	30,317	29,568
	確保方策②	22,220	24,905	27,025	29,214	31,600
	②-①	▲ 9,697	▲ 6,140	▲ 3,595	▲ 1,103	2,032
若葉区	量の見込み①	26,816	25,557	24,033	22,276	19,459
	確保方策②	18,669	20,551	21,486	22,091	22,263
	②-①	▲ 8,147	▲ 5,006	▲ 2,547	▲ 185	2,804
緑区	量の見込み①	32,712	32,194	32,184	32,456	31,877
	確保方策②	22,773	25,789	28,284	30,997	33,712
	②-①	▲ 9,939	▲ 6,405	▲ 3,900	▲ 1,459	1,835
美浜区	量の見込み①	27,746	26,882	26,289	25,844	25,179
	確保方策②	19,316	21,573	23,255	25,005	27,020
	②-①	▲ 8,430	▲ 5,309	▲ 3,034	▲ 839	1,841
全市	量の見込み①	190,033	187,194	185,281	183,696	177,219
	確保方策②	132,300	149,940	163,170	176,346	189,630
	②-①	▲ 57,733	▲ 37,254	▲ 22,111	▲ 7,350	12,411

④ ファミリー・サポート・センター

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP23に記載)

単位：延べ利用人数／年

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み ①	未就学児	10,444	10,312	10,254	10,192	9,839
		就学児	16,247	15,487	15,417	15,239	15,023
	確保方策②		13,387	14,338	22,735	23,997	24,862
	②-①		▲ 13,304	▲ 11,461	▲ 2,936	▲ 1,434	0

⑤ 病児保育事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP23に記載)

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	3,234	3,290	3,381	3,458	3,424
	確保方策②	2,976	2,976	2,976	2,976	4,836
	②-①	▲ 258	▲ 314	▲ 405	▲ 482	1,412
花見川区	量の見込み①	1,404	1,401	1,390	1,377	1,336
	確保方策②	744	744	744	1,488	1,488
	②-①	▲ 660	▲ 657	▲ 646	111	152
稻毛区	量の見込み①	1,834	1,784	1,765	1,752	1,710
	確保方策②	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
	②-①	▲ 346	▲ 296	▲ 277	▲ 264	▲ 222
若葉区	量の見込み①	1,538	1,479	1,404	1,307	1,132
	確保方策②	744	744	744	744	744
	②-①	▲ 794	▲ 735	▲ 660	▲ 563	▲ 388
緑区	量の見込み①	1,942	1,930	1,947	1,981	1,940
	確保方策②	1,488	1,488	1,488	1,488	1,488
	②-①	▲ 454	▲ 442	▲ 459	▲ 493	▲ 452
美浜区	量の見込み①	2,896	2,799	2,739	2,694	2,628
	確保方策②	1,488	1,488	2,232	2,232	2,232
	②-①	▲ 1,408	▲ 1,311	▲ 507	▲ 462	▲ 396
全市	量の見込み①	12,848	12,683	12,626	12,569	12,170
	確保方策②	8,928	8,928	9,672	10,416	12,276
	②-①	▲ 3,920	▲ 3,755	▲ 2,954	▲ 2,153	106

## ⑥ 地域子育て支援拠点事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP24に記載)

単位：量の見込み … 延べ利用人数／年

確保方策 … か所

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	43,047	43,994	44,168	43,755	42,785
	確保方策②	4	4	4	4	5
花見川区	量の見込み①	24,438	24,180	23,744	23,243	22,472
	確保方策②	3	3	3	4	4
稻毛区	量の見込み①	25,704	24,933	24,302	23,744	23,063
	確保方策②	3	3	3	3	3
若葉区	量の見込み①	26,445	24,045	21,684	19,668	17,938
	確保方策②	3	3	3	3	3
緑区	量の見込み①	35,418	33,498	32,293	31,386	31,198
	確保方策②	4	5	5	5	5
美浜区	量の見込み①	30,486	29,782	29,134	28,558	27,638
	確保方策②	3	3	4	4	4
全市	量の見込み①	185,538	180,432	175,325	170,354	165,094
	確保方策②	20	21	22	23	24

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は0～2歳児について算出。

⑦ 利用者支援事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP24に記載)

単位：か所

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
花見川区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
若葉区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
緑区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
美浜区	量の見込み①	2	2	2	2	2
	確保方策②	1	1	2	2	2
	②-①	▲ 1	▲ 1	0	0	0
全市	量の見込み①	12	12	12	12	12
	確保方策②	6	6	12	12	12
	②-①	▲ 6	▲ 6	0	0	0

⑧－1 子育て短期支援事業（短期入所生活援助事業）

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP25に記載）

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み①	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	確保方策②	1,103	1,103	1,103	1,103	1,103
	②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑧－2 子育て短期支援事業（夜間養護等事業）

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP25に記載）

単位：延べ利用人数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
全市	量の見込み①	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
	確保方策②	2,175	2,175	2,175	2,175	2,175
	②-①	0	0	0	0	0

※国の「基本指針」に基づき、「量の見込み」は11歳までについて算出。

⑨ 妊婦健康診査

（⇒ 事業概要、設定の考え方等はP26に記載）

単位：対象者数 … 人

健診回数 … 延べ実施回数／年

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
全市	対象者数	量の見込み①	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578
	確保方策②	7,930	7,896	7,806	7,698	7,578	
	②-①	0	0	0	0	0	
全市	健診回数	量の見込み①	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358
	確保方策②	87,230	86,856	85,866	84,678	83,358	
	②-①	0	0	0	0	0	

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP26に記載)

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	1,772	1,774	1,770	1,766	1,708
	確保方策②	1,772	1,774	1,770	1,766	1,708
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	1,229	1,212	1,191	1,172	1,121
	確保方策②	1,229	1,212	1,191	1,172	1,121
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	1,189	1,153	1,127	1,105	1,052
	確保方策②	1,189	1,153	1,127	1,105	1,052
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	1,095	965	916	870	803
	確保方策②	1,095	965	916	870	803
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	1,283	1,163	1,160	1,160	1,127
	確保方策②	1,283	1,163	1,160	1,160	1,127
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	1,017	1,007	979	957	911
	確保方策②	1,017	1,007	979	957	911
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
	確保方策②	7,585	7,274	7,143	7,030	6,722
	②-①	0	0	0	0	0

⑪－1 養育支援訪問事業

(⇒ 事業概要、設定の考え方等はP27に記載)

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
中央区	量の見込み①	545	542	537	531	523
	確保方策②	545	542	537	531	523
	②-①	0	0	0	0	0
花見川区	量の見込み①	341	339	337	332	328
	確保方策②	341	339	337	332	328
	②-①	0	0	0	0	0
稻毛区	量の見込み①	287	286	283	280	276
	確保方策②	287	286	283	280	276
	②-①	0	0	0	0	0
若葉区	量の見込み①	465	463	459	454	447
	確保方策②	465	463	459	454	447
	②-①	0	0	0	0	0
緑区	量の見込み①	241	240	238	235	231
	確保方策②	241	240	238	235	231
	②-①	0	0	0	0	0
美浜区	量の見込み①	463	461	457	451	444
	確保方策②	463	461	457	451	444
	②-①	0	0	0	0	0
全市	量の見込み①	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
	確保方策②	2,342	2,331	2,311	2,283	2,249
	②-①	0	0	0	0	0